

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	松山	政司（自民）	大久保	潔重（民主）	川口	順子（自民）
理事	岡崎	トミ子（民主）	轟木	利治（民主）	矢野	哲朗（自民）
理事	ツルネ	マルティ（民主）	中村	哲治（民主）	加藤	修一（公明）
理事	中川	雅治（自民）	広中	和歌子（民主）	山下	栄一（公明）
理事	橋本	聖子（自民）	福山	哲郎（民主）	市田	忠義（共産）
	小川	勝也（民主）	荒井	広幸（自民）	川田	龍平（無）
	大石	正光（民主）	神取	忍（自民）		（20.3.18 現在）

（1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、本院議員提出1件及び衆議院提出2件（環境委員長）の合計6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類55件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行し、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、事業者の排出抑制等に関する指針の策定、地方公共団体実行計画の策定事項の追加等を行うものであり、衆議院において、一般消費者に対する使用エネルギーの二酸化炭素排出量の情報提供、温室効果ガス排出量がより少ない日常生活用製品等の普及促進に必要な措置等の修正が行われた。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、国内排出量取引制度の導入、算定・報告・公表制度における情報開示、太陽光発電等の自然エネルギー利用等について質疑が行われた。本法律案に対し、日本共産党より、地球温暖化対策の中長期的な目

標等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案通り可決された。なお、附帯決議が付された。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引当措置を平成20年度から平成29年度まで、10年間延長しようとするものであり、衆議院において、平成20年度におけるばい煙発生施設等設置者の汚染負荷量賦課金の納付期間について修正が行われた。

委員会においては、新たな被害者救済制度の必要性、中国などからの越境汚染の認識、自動車及び工場等の費用負担の割合等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案は、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るため、愛がん動物用飼料の基準又は規格の設定、製造の禁止等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、原材料・添加物の表示

内容、検査体制の充実、海外の先進的事例を参考にした抜本的規制の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案は、現行法施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地について、公園等の公共施設等の用地となることにより、不特定多数の者の健康被害が生じるおそれがあることから、これを現行法の適用対象とするものであり、第168回国会において岡崎トミ子君外7名から発議され、継続審査となったものである。

委員会においては、本法律案を提出した経緯、政府の現行法見直作業、対象施設を公共施設等に限定した理由、築地市場の移転問題等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

生物多様性基本法案は、生物の多様性を保全し、自然と共生する社会の実現を図り、地球環境の保全に寄与するための基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定等基本となる事項を定めることで施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、衆議院環境委員長の提出に係るものである。

委員会においては、事業計画の立案の段階等での戦略的アセスメントとの関係、沖縄本島周辺海域のジュゴンの保護等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡大、認定の申請を行うことなく死亡した者の遺族に対する特別遺族弔慰金等の支

給、特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金の請求期限の延長、特別遺族給付金の支給対象の拡大等を行おうとするものであり、衆議院環境委員長の提出に係るものである。

委員会においては、提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月18日、環境行政の基本施策について鴨下環境大臣から所信を聴取するとともに、平成20年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について桜井環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について大内公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。

3月25日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等に対し質疑を行った。主な質疑は、洞爺湖サミットに向けての地球温暖化対策の進捗状況、水俣病問題を所管する環境省の真摯な対応の必要性、再生紙偽装問題、国際的な水資源問題における人材育成支援、バイオ燃料の普及施策における環境省・経済産業省の連携の在り方、道路特定財源の暫定税率廃止が地球温暖化対策に与える影響等である。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、石綿被害救済問題、特定外来生物に指定されている昆虫等についての水際対策、圏央道の「高尾山トンネル」工事に伴う沢の水枯れ問題、京都議定書の温室効果ガス削減目標の達成見込み、排出量取引、環境税、環境金融等について質疑を行った。

6月5日、北海道洞爺湖サミットに向けた地

球温暖化対策の促進に関する決議を行った。

6月10日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、「福田ビジョン」(『低炭素社会・日本』をめざして)に対する環境大臣の所信及び決意、隙間のない石綿健康被害救済の必要性、サマータイム制度導入による省エネ

効果、環境モデル都市の選定、アジア途上国における石綿対策、環境基本法13条において放射性物質が除外されていることの問題点等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

平成20年3月18日(火)(第1回)

- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件について鴨下環境大臣から所信を聴いた。
- 平成20年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について桜井環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について大内公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

平成20年3月25日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について鴨下環境大臣、岩城内閣官房副長官、新藤経済産業副大臣、桜井環境副大臣、木村外務副大臣、池坊文部科学副大臣、中野経済産業副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君(民主)、松野信夫君(民主)、轟木利治君(民主)、橋本聖子君(自民)、山下栄一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

平成20年3月27日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(総務省所管(公害等調整委員会)及び環境省所管)について鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君(民主)、荒井広幸君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年4月1日(火)(第4回)

- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について鴨下環境大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

平成20年4月8日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について鴨下環境大臣、桜井環境副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

ツルネンマルテイ君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

(閣法第26号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月20日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(閣法第64号)について鴨下環境大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤修一君(公明)

- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（第168回国会参第11号）について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聞いた。

平成20年5月22日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（閣法第64号）について鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小川勝也君（民主）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

（閣法第64号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（第168回国会参第11号）について発議者参議院議員大石正光君、同大河原雅子君、同鈴木寛君、同田中康夫君、同岡崎トミ子君、同轟木利治君、鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大久保潔重君（民主）、中川雅治君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

（第168回国会参第11号）

賛成会派 民主、共産、無
反対会派 自民、公明

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について鴨下環境大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員西野あきら君から説明を聞いた。

平成20年5月27日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員村井宗明君、同北川知克君、同江田康幸君、鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保潔重君（民主）、福山哲郎君（民主）

広中和歌子君（民主）、荒井広幸君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

- 生物多様性基本法案（衆第19号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長小島敏男君から趣旨説明を聞き、衆議院環境委員長代理江田康幸君、鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

（衆第19号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、無
反対会派 なし

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年6月3日（火）（第9回）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター温暖化リスク評価研究室長 江守正多君

名古屋市環境局長 加藤正嗣君

早稲田大学法学部教授 大塚直君

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議専務理事

弁護士 早川光俊君

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、神取忍君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について鴨下環境大臣、桜井環境副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

轟木利治君（民主）、加藤修一君（公明）

- 市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）
平成20年6月5日（木）（第10回）
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 参考人の出席を求めることを決定した。
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について鴨下環境大臣、遠藤財務副大臣、荻原経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事星文雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
- 〔質疑者〕
- 大石正光君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、川口順子君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）
（閣法第72号）
- 賛成会派 民主、自民、公明、無
反対会派 共産
- なお、附帯決議を行った。
- 北海道洞爺湖サミットに向けた地球温暖化対策の促進に関する決議を行った。
- 平成20年6月10日（火）（第11回）
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 「福田ビジョン」に関する件、石綿被害者救済法改正に関する件、サマータイム制度導入に

関する件、アジア途上国における石綿対策に関する件、放射性廃棄物の処理に関する件等について鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君（民主）、橋本聖子君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

- 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長小島敏男君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
- （衆第22号）
- 賛成会派 民主、自民、公明、共産、無
反対会派 なし
- 平成20年6月20日（金）（第12回）
- 請願第256号外54件を審査した。
 - 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

北海道洞爺湖サミットに向けた地球温暖化対策の促進に関する決議

地球温暖化は、気候のみならず人間社会の経済活動や安全を図る上で最も重要な生物の多様性に対して様々な悪影響を及ぼすことが予測され、その対策は、今や人類共通の最優先の重要課題である。昨年12月に決定されたバリ・ロードマップにおいては、全ての国が参加する次期枠組みの交渉の場が立ち上がるとともに、本年5月に行われたG8環境大臣会合では、世界の温室効果ガス排出量の半減のためには、先進国が大幅な削減を達成することによって主導しなければならないとの議長総括がなされた。

本年7月には北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化対策が主要テーマとなり、温室効果ガスの少なくとも半減を目指した新たな枠組みづくりに向けて、議長国である我が国のリーダーシップが必要である。

議長国としてのリーダーシップを発揮するためには、第一約束期間内の六%の温室効果ガス削減を国内対策を中心にして達成することが不可欠であり、京都議定書目標達成計画の確実な実行が求められる。その手段としての排出量取引、環境税等の導入に向けた検討を行うべきである。

また、地球温暖化対策を実効性あるものとする上で開発途上国の協力が必要不可欠であることにかんがみ、排出削減に努める開発途上国及び気候変動で深刻な被害を受ける開発途上国に対しては

技術面・財政面において積極的にその排出削減及び適応の取組の支援にあたらなければならない。

よって、政府は、右記施策の実施に努めるとともに、洞爺湖サミットの議長国として、共通だが差異ある責任の原則に基づいて、主要排出国が全員参加する実効性のある公平な枠組みと目標設定について責任をもって取り組み、温室効果ガスの排出削減については、中長期にわたる国別総量目標を掲げ、その実現に向けて最大限の努力を行うべきである。

右決議する。